

ふじみ野市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市営土地改良事業に要する経費について、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第96条の4第1項において準用する法第36条第1項及び第5項から第8項までの規定により、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者に対し、金銭、夫役又は現品を賦課徴収する場合には、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市営土地改良事業に要する経費について、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第96条の4第1項において準用する法第36条第1項及び第4項から第7項までの規定により、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者に対し、金銭、夫役又は現品を賦課徴収する場合には、この条例の定めるところによる。</p>